官　告　号　外

官　庁　事　項

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金について

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第四十八条第一項及び附則第二条の九第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫から平成28年６月13日付け88企第２号をもって「危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について」が下記のとおり報告されたことから、同法第四十八条第二項の規定に基づき、その内容を公示する。

平成 28 年７月 21 日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　林　　幹雄

株式会社商工組合中央金庫の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠について

１．平成28年３月期（第87期）の危機対応準備金及び特別準備金の額
危機対応準備金　1,500億円
特別準備金　　4,008億円

２．平成29年３月期（第88期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し及びその根拠
⑴　平成29年３月期（第88期）の危機対応準備金及び特別準備金の額の見通し
危機対応準備金　1,500億円　（前年同期比　変わらず）
特別準備金　　4,008億円　（前年同期比　変わらず）
⑵　危機対応準備金及び特別準備金の額の見通しの根拠
平成29年３月期（第88期）は欠損のてん補及び国庫納付のいずれも予定していないため

公　聞　会

植物防疫法施行規則の一部改正等に関する公聴会の開催に関する公示

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第７条第４項において準用する同法第５条の２第２項の規定に基づき、下記のとおり公聴会を開催することを決定したので、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第１条第１項の規定に基づき、公示する。

平成 28 年７月 21 日

農林水産大臣　森山　　裕

記

１　日時　平成28年８月１日午後２時から
２　場所　東京都千代田区九段南２丁目１番５号　農林水産省三番町共用会議室
３　意見を聴こうとする事項
⑴　カナダから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるとうがらしの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものを規則別表２中タバコベと病菌に係る輸入禁止植物から除くことについて
⑵　⑴の改正に伴い、農林水産大臣が定める基準を制定することについて
４　議長　農林水産省消費・安全局植物防疫課長（同課長が出席できないときは、同課検疫対策室長）
５　意見公述の手続　意見を述べようとする者は、次の事項を記載した農林水産大臣宛ての文書を平成28年７月27日までに、農林水産省消費・安全局植物防疫課（郵便番号100―8950　東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）に提出すること。
⑴　氏名及び住所
⑵　意見を聴こうとする事項に対する意見及びその理由の概要
６　留意事項
⑴　議長は、５の意見公述の手続を執った者（以下「公述申込者」という。）が多数となり、その全員の意見を聴くことが困難であると認められる場合には、できるだけ多くの種類の意見を聴くことができるよう、公述申込者のうちから、同種の内容の意見を述べようとする者を代表するものとして公述人を選定することがある。
⑵　議長は、公聴会の進行上必要であると認められる場合には、公述人の公述時間を制限することがある。
⑶　議長は、次の場合には、公述を中止させることがある。
イ　公述人が議長の指示した時間を超えて公述を続けた場合
ロ　公述人が意見を聴こうとする事項の範囲を超えて発言をした場合
ハ　公述人が５⑵の内容と異なる内容を公述した場合
⑷　傍聴人が多数となり、全員が公聴会の場所に入場することが困難な場合には、議長が別に定める場所において、音声機器等により公聴会を傍聴させることがある。
⑸　議長は、議長の指示に従わず、公聴会の進行を著しく妨げる行為を行った者を退去させることがある。
⑹　議長は、⑴から⑸までのほか、公聴会の円滑な進行を図るために必要な措置を講ずることがある。
７　意見を聴こうとする事項に関する資料の閲覧場所
農林水産省消費・安全局植物防疫課（東京都千代田区霞が関１丁目２番１号）
横浜植物防疫所（神奈川県横浜市中区北仲通５丁目57番地　横浜第２合同庁舎内）
名古屋植物防疫所（愛知県名古屋市港区入船２丁目３番12号　名古屋港湾合同庁舎内）
神戸植物防疫所（兵庫県神戸市中央区波止場町１番１号　神戸第２地方合同庁舎内）
門司植物防疫所（福岡県北九州市門司区西海岸１丁目３番10号　門司港湾合同庁舎内）
那覇植物防疫事務所（沖縄県那覇市港町２丁目11番１号　那覇港湾合同庁舎内）
東北農政局消費・安全部安全管理課（宮城県仙台市青葉区本町３丁目３番１号　仙台合同庁舎内）
関東農政局消費・安全部安全管理課（埼玉県さいたま市中央区新都心２番地の１　さいたま新都心合同庁舎２号館内）
北陸農政局消費・安全部安全管理課（石川県金沢市広坂２丁目２番60号　金沢広坂合同庁舎内）
東海農政局消費・安全部安全管理課（愛知県名古屋市中区三の丸１丁目２番２号）
近畿農政局消費・安全部安全管理課（京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町　京都農林水産総合庁舎内）
中国四国農政局消費・安全部安全管理課（岡山県岡山市北区下石井１丁目４番１号　岡山第２合同庁舎内）
九州農政局消費・安全部安全管理課（熊本県熊本市西区春日２丁目10番１号　熊本地方合同庁舎内）

統　計　表

機械受注統計調査報告（平成 28 年５月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

1987（昭和62）年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

2011（平成23）年４月調査より、日本標準産業分類の改定（2007（平成19）年11月）に準拠して、需要者（業種）分類を変更した。表章については、2016（平成28）年１月調査より、従来の移行期表章分類から変更後の調査票分類へと移行した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

需要者	期・月	平成27年4～6月	7～9月	10～12月	平成28年1～3月	平成28年2月	3月	4月	5月
受注総額		71,791	68,976	72,164	69,021	22,442	25,993	22,672	20,064
		（－1.9）	（－3.9）	（4.6）	（－4.4）	（9.0）	（15.8）	（－12.8）	（－11.5）
		〔－8.0〕	〔1.9〕	〔8.1〕	〔－2.5〕	〔－8.2〕	〔7.5〕	〔－7.1〕	〔－13.0〕